

## 第4回 愛知県犯罪被害者等支援に関する指針策定検討会議 議事録

日時：令和4年11月8日（火） 午後3時00分から午後4時30分まで

場所：愛知県災害対策本部室

### <委員からの主な意見>

#### 【支援体制について】

・イメージ図のように、市町村、関係機関、愛知県、国も含めて連携を強化していく取組を始めるといっているのであれば、その支援体制を指して「ワンストップ」と書いてもいいのではないかと。むしろ、書いて欲しいと思う。

・私が思う「ワンストップ」のイメージだと、例えば大阪のSACHIKOがやっているように、性犯罪の被害者が来た際、必要に応じ、医療的処置や警察への届出、心理カウンセリングについて、警察やカウンセラーが来所し、その場で対応・完結するため、「ワンストップ」という言葉に対して、余りにも過大な期待を持たれる可能性がある。ワンストップのイメージが必ずしも法的に定義されている訳ではないため、「ワンストップ」という言葉を記載することは、余りにも誤解を招くリスクが高いんじゃないかなと思う。そのため、慎重に考えた方がいいんじゃないかなと思う。

・性犯罪では、国自体がワンストップという形で予算を助成し、各県にワンストップ支援センターができていると思うが、性犯罪だけに限らずワンストップを目指していただきたいと思う。

#### 【支援体制のイメージ図について】

・県が行う市町村や民間支援団体に対する支援と、犯罪被害者等に対する支援というのが少し違うのかと感ずるため、同じ支援という言葉ではなく、違う言葉があるといいのではないかと感ずる。違う言葉としてサポート、フォロー、アシスト、バックアップ、援護、協働という言葉などが考えられるが、もっと適切な言葉もあるかもしれない。

・市町村や民間支援団体に対する県の支援は象徴的な意味合いがあると思っていて、特に市町村が今、市町村独自で体制を整えることが難しい中で、県が後押しして、バックアップという言い方もあるかもしれないが、フォロー、スーパーバイズ、そういった色々なことをしていくというのが一つ目玉にもなるかなと思っている。どうしても言葉を変えるなら、市町村の職員を研修でフォローする

だとか、相談に対応するだとか、そういう風なことで取組支援という言葉ではどうかと思う。

#### **【犯罪被害者等支援分野における社会福祉士の活用について】**

・内閣府が出している方針では、地方公共団体に対して、犯罪被害者支援分野での専門職の活用必要性や有効性を説明するなどし、犯罪被害者支援分野における専門職の活用を促進するということが記載されており、愛知県としても専門職である社会福祉士の、犯罪被害者等支援分野での活用をしっかりと検討していただきたい。

・犯罪被害者等支援分野での社会福祉士の活用という所で、犯罪被害者等のニーズを聴き取り、既存の制度の色んなものについてどんな風に組み合わせていくのかということ相談しながら進めていくような調整機能やスキルは十分生かせると思うため、社会福祉士の活用を専門職の活用の中で入れていただくのがいいかと思う。

#### **【目指すべき姿について】**

イメージ図の「指針の目指す姿」にある、「安全に安心して暮らせる愛知」に、「犯罪被害者を支援する」など、「被害者を」というような言葉が含まれるといいなと感じた。一番目を引くところにある「指針の目指す姿」から、今までの安全安心条例とは違うということが見えるといいと思う。

#### **【その他】**

・県が作成している条例のパンフレットや、相談窓口や制度の紹介資料などは、配布ができる場所で配布することが重要かと思うため、機会を捉えて対応して欲しい。